

# 調布市国史跡下布田遺跡整備基本計画策定委員会設置要綱

## 第1 目的

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により指定された、国指定史跡下布田遺跡（以下「下布田遺跡」という。）の適正な保存及び整備並びに有効な活用について検討し、下布田遺跡整備に関する計画を策定するため、下布田遺跡整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## 第2 所管事項

委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、その結果を調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- (1) 下布田遺跡の整備基本計画に関する事項
- (2) 下布田遺跡の整備及び活用に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

## 第3 組織

委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）

13人以内をもって組織し、教育長が依頼する。

- (1) 調布市文化財保護審議会委員 2人以内
- (2) 下布田遺跡の整備及び活用に識見を有する者 5人以内
- (3) 調布市立小学校長
- (4) 市民で地域活動に貢献する者 2人以内
- (5) 公募市民 1人以内
- (6) 調布市職員 2人以内

2 前項の規定にかかわらず、特別な事項を検討する必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

## 第4 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、第3第2項に規定する特別な事項の検討が終了するまでとする。

## 第5 委員の謝礼

委員の謝礼は、会議に要した日1日につき9,400円とする。ただし、第3に掲げる委員のうち、第3号及び第6号に規定する委員には謝礼を支払わないものとする。

## 第6 会長及び副会長

委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第7 会議

委員会は会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## 第8 意見の聴取等

委員会は、会議の運営上必要があると認めるとときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## 第9 会議の公開

委員会の会議は公開する。ただし、調布市情報公開条例（平成 11 年条例第 19 号）第 7 条第 5 号及び調布市教育委員会傍聴規則（昭和 62 年教育委員会規則第 5 号）に基づき、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

## 第10 庶務

委員会の庶務は、教育部郷土博物館において処理する。

## 第11 雜則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
(調布市国史跡下布田遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱の一部改正)
- 2 調布市国史跡下布田遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱（平成 29 年調布市教育委員会要綱第 8 号）の一部を次のように改正する。

### 附 則（令和元年 8 月 26 日教委要綱第 3 号）

この改正は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

登録番号 (刊行物番号)
2020-164

東京都調布市  
史跡下布田遺跡整備基本計画

令和3年(2021)3月24日発行

発行 調布市教育委員会  
〒183-0026 東京都調布市小島町3-26-2  
TEL 042-481-7656  
印刷 (有)東信堂印刷所  
〒182-0035 東京都調布市上石原1-31-10  
TEL 042-485-2131